

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に関する FAQ（よくある質問と回答集）

質問 1) 公式 HP 以外の関連サイトには数十ページといった小規模なものが多数あります。これらも取組の対象ですか？

質問 2) アクセシビリティを検証したり試験する予算がすぐにつかないため、JIS 準拠が必須なのであれば、ホームページの公開を取りやめると言っている部署がありますが、妥当な判断でしょうか？

質問 3) 2017 年度末までに対象となるホームページ等の全てについて適合レベル AA 準拠を達成することが困難です。

質問 4) これまで取組を行ったことがありません。まず、何から着手したら良いでしょうか。

質問 5) アクセシビリティへの取組の必要性を上司や他部署に理解してもらうにはどのようにしたら良いでしょうか。

質問 6) 団体内で使用するガイドラインについて、どのように作成したら良いでしょうか。

質問 7) 「団体としての取組確認・評価表」の中に「民間に管理を委託（指定管理者による管理等）する施設等のホームページ等」の評価がありますが、これは「民間に管理を委託し運営しているホームページ」全てが対象となりますか。

質問 8) 「団体全体としての取組確認・評価表」の中に「団体として統一したガイドラインの策定」との記載がありますが、公式ホームページのみを対象としたガイドラインを定め、公式ホームページをそのガイドラインに則って運用している場合、「団体内で使用するガイドラインを策定している」と評価して良いでしょうか。

質問 9) 「個別のホームページ等の取組確認・評価表」の中に「団体として策定した共通のガイドライン」との記載がありますが、評価対象のホームページにおいて個別にガイドラインを定め、そのガイドラインに則って運用している場合は、「ガイドラインに則って運用している」という評価ができないのでしょうか。

質問 10) 取組・確認評価結果をどのようにホームページに公開したら良いですか。

質問 11) 公式ホームページ以外の個々のホームページの取組確認・評価結果を、全て公式ホームページに掲載する必要がありますか。

質問 12) miCheckr の「問題あり」の指摘が出るかどうかを確認することで、試験を実施したと言えるのでしょうか。

質問 13) 約 10,000 ページのホームページを運営しています。みんなの公共サイト運用ガイドラインに対応するためには、ホームページ全体のうち 40 ページ程度を対象に改善に取り組み、試験を実施すれば良いですか。

質問 14) 試験を実施するには、特定の団体に依頼する必要があるのでしょうか。

質問 15) 制作や運用を委託している事業者に試験を依頼するのは妥当でしょうか。

質問 16) AA 準拠を実現できている場合、ウェブアクセシビリティ方針はどのように設定したら良いのでしょうか。

質問 17) 試験を実施し結果を公開したら、ウェブアクセシビリティ方針は削除して良いのでしょうか。

質問 18) みんなの公共サイト運用ガイドラインに示されている対応期限、2017 年度末を過ぎていますが、対応しなくて良いのでしょうか。対応の必要がある場合は、いつまでに対応したら良いのでしょうか。(2019

年4月追記)

質問 19) みんなの公共サイト運用ガイドラインには、「遅くとも 2017 年度末までに適合レベル AA に準拠 (試験の実施と公開) する。」と記載があります。ウェブアクセシビリティ対応の取組をほとんど何も行っていないのですが、試験を実施したほうが良いでしょうか。(2019 年 4 月追記)

質問 20) 過去に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、適合レベル AA 準拠の結果が出ています。これ以上の取組を行う必要がありますか。(2019 年 4 月追記)

質問 21) 総ページ数が多くウェブアクセシビリティの問題も多数あるため、JIS X 8341-3:2016 の AA 準拠のためには、様々な取組を複数年かけて実行する必要があると考えています。このような考え方に基づいて取組を計画して良いでしょうか。(2019 年 4 月追記)

質問 22) 文書管理システムなど業務で使用するウェブシステムも取組の対象ですか？(2019 年 4 月追記)

質問 23) 「団体としての取組確認・評価表」の中に「民間に管理を委託 (指定管理者による管理等) する施設等のホームページ等」の評価がありますが、該当するホームページ等がありません。このように当てはまらない確認・評価項目がある場合はどのように取り扱ったら良いですか。(2019 年 4 月追記)

質問 24) 地図情報サービスや動画配信サービスの仕組みを活用し、公式ホームページ等のページにコンテンツを埋め込み表示する場合は、JIS X 8341-3 「5.3 部分適合に関する記述—第三者によるコンテンツ」に基づいて「部分適合」を表明できますか。(2019 年 4 月追記)

「5. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」に関する FAQ

質問 1) 公式 HP 以外の関連サイトには数十ページといった小規模なものが多数あります。これらも取組の対象ですか？

回答 1) ページ数の多い少ないに関わらず、各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツ（ホームページやウェブシステム等）が対象です。

運用ガイドラインでは、取組の対象について以下のとおり具体例を挙げています。前後の解説の文章と併せてご確認ください。

- 公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
- 関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。）
- ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）
- スマートフォン向けサイト
- 携帯電話向けサイト
- KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ（例：公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など）
- CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）
- 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- 業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの等

→運用ガイドライン「5.1.1. 対応が求められている対象」（46～48 ページ）参照

質問2) アクセシビリティを検証したり試験する予算がすぐにつかないため、JIS 準拠が必須なのであれば、ホームページの公開を取りやめると言っている部署がありますが、妥当な判断でしょうか？

回答2) アクセシビリティの確保が不十分な情報がある場合に、その情報のホームページでの提供について取りやめることを求めているものではありません。必要な情報の提供を継続した上で、出来る限り速やかにウェブアクセシビリティの対応を行ってください。

→運用ガイドライン「2. 取組が必要な背景」(17~30 ページ) 参照

質問3) 2017年度末までに対象となるホームページ等の全てについて適合レベルAA準拠を達成することが困難です。

回答3) 対象となるホームページ等の全てについて適合レベルAA準拠を達成することを最終目標として、できる限り速やかに対応を進める計画を検討してください。

→運用ガイドライン「5.3. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」(53~61 ページ)
参照

「6. 取組みの実行」に関する FAQ

質問 4) これまで取組を行ったことがありません。まず、何から着手したら良いでしょうか。

回答 4) これから着手をする場合は、まず「5. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」の記載内容を確認し実行してください。「5. 1. 取組対象の把握と設定」を行ったうえで、「5. 2. ウェブアクセシビリティ対応状況の確認」を行い、問題がある場合は、誰がいつどのように改善を行うかを検討し、「5. 3. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」を行ってください。それらを実施した後で、あるいはそれらと並行して、「6. 取組の実行」で求められている取組のうち、早期に実行可能なものから着手してください。

例 1: ウェブアクセシビリティの対応状況の確認と並行して、団体内で使用するガイドラインの策定を行う。

例 2: ウェブアクセシビリティの対応状況の確認と並行して、今後作成するページの問題が生じないように職員研修を実施する。

例 3: リニューアルを間近に控えているため、ウェブアクセシビリティ方針の検討と並行して、「6. 4. 外部発注等における取組」を参考に準備を行う。

→運用ガイドライン「5. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」(45～61 ページ)、「6. 取組の実行」(63～119 ページ) 参照

質問5) アクセシビリティへの取組の必要性を上司や他部署に理解してもらうにはどのようにしたら良いでしょうか。

回答5) 運用ガイドラインの「2. 取組が必要な背景」に、障害者等のホームページ利用に問題が生じていること、ウェブアクセシビリティに対応することで一般の利用者の利便性も向上すること、法律・規格・指針により求められている対応であることが説明されています。また、「6. 取組の実行」では様々な団体での実践事例を照会しています。団体内で理解を求める際に、これらの内容を活用ください。

→運用ガイドライン「2. 取組が必要な背景」(17~30 ページ)、「6. 取組の実行」(63~119 ページ) 参照

質問6) 団体内で使用するガイドラインについて、どのように作成したら良いでしょうか。

回答6) 各団体の掲載コンテンツの特徴やページ作成ソフトなど運用の条件に基づき、ウェブアクセシビリティ対応の方針や対応の重要性、作成のルールなどを文書にまとめます。ホームページ等の作成のルールについて、自らがウェブアクセシビリティ方針で対応することと決定した JIS X 8341-3:2016 の達成基準を網羅するように作成します。具体的な方法、基準を WCAG 2.0 達成方法集に基づき設定し記載します。

→運用ガイドライン「6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定」(64~65 ページ) 参照

「7. 取組内容及び実現内容の確認と公開」に関する FAQ

「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」に関する FAQ

質問7)「団体としての取組確認・評価表」の中に「民間に管理を委託（指定管理者による管理等）する施設等のホームページ等」の評価がありますが、これは「民間に管理を委託し運営しているホームページ」全てが対象となりますか。

回答7)「民間に管理を委託し運営しているホームページ」全てが対象となります。

→運用ガイドライン「5.1.1(2) 民間に管理を委託する場合」(48 ページ) 参照

質問8)「団体全体としての取組確認・評価表」の中に「団体として統一したガイドラインの策定」との記載がありますが、公式ホームページのみを対象としたガイドラインを定め、公式ホームページをそのガイドラインに則って運用している場合、「団体内で使用するガイドラインを策定している」と評価して良いでしょうか。

回答8) この評価項目は、団体が運営する様々なホームページ等に対して、ウェブアクセシビリティの対応を求めるガイドラインが策定されているかどうかを評価する項目です。公式ホームページ以外のホームページについて、公式ホームページ向けに策定されたガイドラインの適用対象となっておらず、個別のガイドラインも策定されていない場合は、「団体内で使用するガイドラインを策定している」という評価は得られません。統一したガイドラインでなくとも、全てのウェブコンテンツに個別のガイドラインが定められている場合には「団体内で使用するガイドラインを策定している(1~4点)」として評価して構いません。ただし、1つでもガイドラインが定められていないウェブコンテンツが存在する場合には0点と評価して下さい。

例1: 団体が運営する様々なホームページ等の全てが対象となるガイドラインがあり、例外となるホームページについては個別のガイドラインが定められている。1点から4点のいずれかを選択する。

例2: 公式ホームページを対象にしたガイドラインがあり、公式ホームページをそのガイドラインに則って運用している。公式ホームページ以外のホームページについて、公式ホームページ向けに策定されたガイドラインの適用対象となっておらず、個別のガイドラインもない。「団体内で使用するガイドラインを策定していない(0点)」と評価する。

→運用ガイドライン「6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定」(64~65ページ)参照

質問9)「個別のホームページ等の取組確認・評価表」の中に「団体として策定した共通のガイドライン」との記載がありますが、評価対象のホームページにおいて個別にガイドラインを定め、そのガイドラインに則って運用している場合は、「ガイドラインに則って運用している」という評価ができないのでしょうか。

回答9) この評価項目は、評価対象となるホームページについて「ガイドラインを定め、そのガイドラインに則って運用している」ことを評価する項目です。

「団体として策定した共通のガイドライン」ではなく、評価対象のホームページにおいて個別にガイドラインを定め、そのガイドラインに則って運用している場合は、「ガイドラインに則って運用している」と評価してください。

例1: 公式ホームページを対象にしたガイドラインがあり、公式ホームページをそのガイドラインに則って運用している。公式ホームページを対象に「個別のホームページ等の取組確認・評価表」による評価を行う際に、3点または4点を選択し、備考欄に補足説明として、「このホームページを対象にしたガイドラインに則って運用している」と記載する。

例2: 障害者向けの情報提供を行う特設サイトがあり、公式ホームページよりも高い水準のウェブアクセシビリティ対応を求めるガイドラインを個別に定め、そのガイドラインに則って運用している。この特設サイトを対象に「個別のホームページ等の取組確認・評価表」による評価を行う際に、3点または4点を選択し、備考欄に補足説明として、「このホームページを対象にしたガイドラインに則って運用している」と記載する。

例3: 団体が運営するホームページ等全般を対象とするガイドラインがあり、評価対象となる特設サイトがそのガイドラインに則って運用している。この特設サイトを対象に「個別のホームページ等の取組確認・評価表」による評価を行う際に、3点または4点を選択する。

→運用ガイドライン「6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定」(64~65ページ) 参照

質問 10) 取組・確認評価結果をどのようにホームページに公開したら良いですか。

回答 10) 以下の 2 つの方法を併用して掲載することを推奨します。

- HTML、Excel、PDF のいずれかの形式にて、「団体としての取組（結果出力シート）」及び「個々のホームページの取組（結果出力シート）」の内容を掲載する。
- みんなの公共サイト運用ガイドライン 125 から 127 ページに記載されている「取組確認・評価結果公開例」を参考に、取組確認・評価結果を HTML で作成するページ内にテキストで列挙する。

→運用ガイドライン「7.1.3. 取組内容確認・評価結果の公開」（125～127 ページ）参照

質問 11) 公式ホームページ以外の個々のホームページの取組確認・評価結果を、全て公式ホームページに掲載する必要がありますか。

回答 11) 個々のホームページの取組確認・評価結果は、確認・評価の対象となる個々のホームページごとに掲載します。公式ホームページに当該団体の運営する全てのホームページ等の取組確認・評価結果を掲載することを求めるものではありません。

例 1: 公式ホームページには、「団体としての取組確認・評価の結果」と、「公式ホームページを対象に実施した個々のホームページの取組確認・評価の結果」を掲載します。

例 2: 公式ホームページ以外の関連サイトには、「その関連サイトを対象に実施した個々の取組確認・評価の結果」を掲載します。

→運用ガイドライン「7.1.3. 取組内容確認・評価結果の公開」(125~127 ページ) 参照

ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）に関する FAQ

質問 12) miCheckr の「問題あり」の指摘が出るかどうかを確認することで、試験を実施したと言えるのでしょうか。

回答 12) miChecker の「問題あり」の指摘が出るかどうかを確認するだけでは、JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施したことにはなりません。また、miChecker は JIS X 8341-3:2016 に基づく検証を全て自動的に行えるものではありません。JIS X 8341-3:2016 に基づく試験は人による判断が必要な確認も含めて実施する必要があります。

例えば、試験に miChecker を活用する場合は、miChecker の検証結果のうち「問題の可能性大」「要判断」「手動確認」の項目についても、全て問題がないかどうかを人が判断する必要があります。

なお、試験は、ウェブアクセシビリティの取組成果を最終的に判定し公表するために行うものです。miChecker は、試験ではなく、試験に至るまでの過程で、ウェブアクセシビリティの問題点を確認し修正するための検証に用いることが出来ます。段階的に改善を進める一つの方法として、miChecker の検証結果のうち「問題あり」や「問題の可能性大」といった改善すべき箇所を特定しやすい指摘事項から優先的に改善を実施する方法が有効です。

→運用ガイドライン「7.2. ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開」（128～130）ページ参照

質問 13) 約 10,000 ページのホームページを運営しています。みんなの公共サイト運用ガイドラインに対応するためには、ホームページ全体のうち 40 ページ程度を対象に改善に取り組み、試験を実施すれば良いですか。

回答 13) みんなの公共サイト運用ガイドラインが求めている取組は、以下のとおりです。

- 各団体が提供する全てのホームページ等を対象にウェブアクセシビリティを確保すること
- 個々のホームページ等の全体（全ページ）を対象にウェブアクセシビリティを確保すること

上記を踏まえ、取組の最終目標を「約 10,000 ページのホームページのうち 40 ページ程度を対象に改善に取り組み、試験を実施する」とすることは不適切です。

もしも、何らかの事情により約 10,000 ページのホームページ全体を一度に改善することが困難な場合は、段階的にウェブアクセシビリティを確保し最終的にホームページ全体の改善を実現するように取組を計画し実行してください。

→運用ガイドライン「5.3. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」（53～61 ページ）参照

→運用ガイドライン「7.2. ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開」（128～130）ページ参照

質問 14) 試験を実施するには、特定の団体に依頼する必要があるのでしょうか。

回答 14) JIS X 8341-3:2016 の試験は、特定の団体に依頼しなければならないというものではありません。

ホームページ等を運営する各団体が、自己評価として試験を実施し、試験結果を自ら公表することが求められています。

ただし、JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすかどうかについては専門的な知識が求められることが多々あります。みんなの公共サイト運用ガイドライン 129 ページに記載のとおり、十分な知識を有する第三者に依頼することが有効です。

→運用ガイドライン「7.2. ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開」（128～130）ページ参照

質問 15) 制作や運用を委託している事業者に試験を依頼するのは妥当でしょうか。

回答 15) JIS X 8341-3:2016 の試験においては、団体内部の運用やシステム機能の事情、制作の経緯等により判断を歪めること無く、是非を適正に判断するように注意してください。みんなの公共サイト運用ガイドラインでは、そのような観点から、129 ページに記載のとおり、第三者に依頼することが有効であると示しています。

「8. ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開」に関する FAQ

質問 16) AA 準拠を実現できている場合、ウェブアクセシビリティ方針はどのように設定したら良いのでしょうか。

回答 16) JIS X 8341-3:2016 に基づく試験の結果、適合レベル AA 準拠の結果が得られた場合は、みんなの公共サイト運用ガイドライン 133 ページに記載内容を参考に目標を再設定し、ウェブアクセシビリティ方針の公開内容を更新します。

- 実現したレベルを維持することを目標とする場合は、期限を 1 年後に再設定し、その段階で目標とするレベルを再度実現していることを目標とし取り組みます。
- より高いレベルを設定できる場合は、目標とする JIS X 8341-3:2016 の達成基準と実現の期限を改めて設定します。

→運用ガイドライン「8. ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開」(132~134) ページ参照

質問 17) 試験を実施し結果を公開したら、ウェブアクセシビリティ方針は削除して良いのでしょうか。

回答 17) 試験結果を公開した後は、試験の結果に基づいてウェブアクセシビリティ方針の見直しを行い、見直した後のウェブアクセシビリティ方針を公開してください。

- 試験により目標とするレベルの実現を確認できた場合は、そのレベルの維持、または向上を新たな目標とし、ウェブアクセシビリティの公開内容を更新します。
- 試験により目標とするレベルを実現できなかったことが確認された場合は、目標とするレベルと対応度、期限を改めて設定し、ウェブアクセシビリティの公開内容を更新します。

→運用ガイドライン「8. ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開」(132~134) ページ参照

質問 18) みんなの公共サイト運用ガイドラインに示されている対応期限、2017 年度末を過ぎていますが、対応しなくて良いでしょうか。対応の必要がある場合は、いつまでに対応したら良いのでしょうか。(2019 年 4 月追記)

回答 18) みんなの公共サイト運用ガイドライン 33 ページに記載の通り、速やかに対応してください。

→運用ガイドライン「3.2.2. 公的機関に求める取組」(33～34 ページ) 参照

質問 19) みんなの公共サイト運用ガイドラインには、「遅くとも 2017 年度末までに適合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）する。」と記載があります。ウェブアクセシビリティ対応の取組をほとんど何も行っていないのですが、試験を実施したほうが良いでしょうか。（2019 年 4 月追記）

回答 19) 「試験」とは、各団体で策定・公開したウェブアクセシビリティ方針に基づき、対象としたページが、JIS X 8341-3:2016 に対応できているかどうか（適用される達成基準に関し、目標として設定した対応度に適合しているか）を確認することです。JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすための取組を行った上で行います。

ウェブアクセシビリティ対応の取組をほとんど何も行っていない場合は、以下を参考に取組に着手し前進させることを優先してください。

まず「5. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」の記載内容を確認し実行してください。「5.1. 取組対象の把握と設定」を行ったうえで、「5.2. ウェブアクセシビリティ対応状況の確認」を行い、問題がある場合は、誰がいつどのように改善を行うかを検討し、「5.3. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」を行ってください。それらを実施した後で、あるいはそれらと並行して、「6. 取組の実行」で求められている取組のうち、早期に実行可能なものから着手してください。

→運用ガイドライン「5. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」（45～61 ページ）、「6. 取組の実行」（63～119 ページ）参照

質問 20) 過去に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、適合レベル AA 準拠の結果が出ています。これ以上の取組を行う必要がありますか。(2019 年 4 月追記)

回答 20) 更新が行われるホームページ等は、取組を継続する必要があります。ページの追加や更新により、ウェブアクセシビリティの問題が新たに発生するおそれがあるためです。JIS X 8341-3:2016 に基づく試験の結果、適合レベル AA 準拠の結果が得られた場合は、みんなの公共サイト運用ガイドライン 133 ページの記載内容を参考に目標を再設定し、取組を継続してください。

- 実現したレベルを維持することを目標とする場合は、期限を 1 年後に再設定し、その段階で目標としたレベルが再度実現できていることを目標とし取り組みます。
- より高いレベルを設定できる場合は、目標とする JIS X 8341-3:2016 の達成基準と実現の期限を改めて設定します。

再度試験を実施する際は、みんなの公共サイト運用ガイドライン 129 ページに記載のとおり、専門性・客観性を確保する観点から、当該ホームページ等の構築及び運用に直接携わらない第三者に依頼することを検討してください。

→運用ガイドライン「8. ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開」(132~134 ページ)
参照

→運用ガイドライン「7.2.1. 試験の実施」(128~129 ページ) 参照

質問 21) 総ページ数が多くウェブアクセシビリティの問題も多数あるため、JIS X 8341-3:2016 の AA 準拠のためには、様々な取組を複数年かけて実行する必要があると考えています。このような考え方に基づいて取組を計画して良いでしょうか。(2019 年 4 月追記)

回答 21) 「平成 29 年度 国及び地方公共団体公式ホームページの JIS 規格対応状況調査」の調査結果の優良団体ヒアリングにおいて、複数年かけて取組を継続している団体が多いことを確認しています。「5.3.2. ウェブアクセシビリティ方針策定の考え方」を参考に、ウェブアクセシビリティの対応状況、対象となるページ数、職員の対応工数、費用等を勘案した上で、現実的かつできるだけ高い目標を設定し、取組を推進してください。

→運用ガイドライン「5.3.2. ウェブアクセシビリティ方針策定の考え方」(53～54 ページ)
参照

質問 22) 文書管理システムなど業務で使用するウェブシステムも取組の対象ですか？(2019年4月追記)

回答 22) 業務で使用するシステムも、いわゆるウェブブラウザで閲覧操作するものは全て取組が求められる対象です。

運用ガイドラインでは、取組の対象について以下のとおり具体例を挙げています。前後の解説の文章と併せてご確認ください。

- 公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
- 関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。）
- ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）
- スマートフォン向けサイト
- 携帯電話向けサイト
- KIOSK 端末等で提供されるウェブコンテンツ（例：公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など）
- CD 等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）
- 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- 業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの等

→運用ガイドライン「5.1.1. 対応が求められている対象」（46～48 ページ）参照

質問 23) 「団体としての取組確認・評価表」の中に「民間に管理を委託（指定管理者による管理等）する施設等のホームページ等」の評価がありますが、該当するホームページ等がありません。このように当てはまらない確認・評価項目がある場合はどのように取り扱ったら良いですか。（2019年4月追記）

回答 23) みんなの公共サイト運用ガイドライン 125 ページの以下の記載のとおり、該当しない項目を除外して評価してください。

「団体全体としての取組確認・評価シート」「個々のホームページ等取組確認・評価シート」ともに、団体やホームページ等の事情により、一部の評価項目が該当しない場合があります。その場合は、該当しない項目を除外して評価します。

該当しない項目がある場合は、満点ポイントもそれに応じて少なくなります。

→運用ガイドライン「7.1.2. 取組確認・評価シートごとの対象及び使い方」（122～125 ページ）参照

質問 24) 地図情報サービスや動画配信サービスの仕組みを活用し、公式ホームページ等のページにコンテンツを埋め込み表示する場合は、JIS X 8341-3「5.3 部分適合に関する記述－第三者によるコンテンツ」に基づいて「部分適合」を表明できますか。(2019年4月追記)

回答 24) みんなの公共サイト運用ガイドライン「6.5. 外部サービスを活用した情報発信における取組」(P.117)に、部分適合に関して以下の記述があり、具体例が列挙されています。

例：外部サービスを活用したウェブコンテンツの例 (JIS X 8341-3:2016 が示す「第三者によるコンテンツ」には該当しない)。

- 最新の WCAG2.0 Understanding の内容等を踏まえると、みんなの公共サイト運用ガイドラインに例示されている内容のうち、下記の 5 項目は第三者コンテンツに該当する場合があります。
- ソーシャルメディアの各団体のアカウントへの投稿内容を、ソーシャルメディアの仕組みを活用し公式ホームページ等のページに埋め込み表示する。
- 動画配信サービスの仕組みを活用し、各団体が作成し公開している動画を公式ホームページ等のページに埋め込み表示する。
- 地図情報サービスの仕組みを活用し、公式ホームページ等のページに地図を埋め込み表示する。
- 外部サービスとして提供される検索サービスを活用し、公式ホームページ等においてサイト内検索を提供する。
- 外部サービスとして提供されるソースコードを用いて、公式ホームページ等に検索ボックスを設置したり、ソーシャルメディアへの投稿ボタンを設置したりする。

しかし、第三者コンテンツに該当する情報提供においても、「部分適合」はあくまでも「不適合であることの声明」である点に変わりがなく、公的機関等に推奨されるものではありません。

→運用ガイドライン「6.5. 外部サービスを活用した情報発信における取組」(116～119 ページ) 参照